

令和6年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和6年6月6日から令和6年6月14日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和6年6月14日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畑博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子
10番 五十嵐一夫	11番 水野孝一	12番 酒井育子
13番 山口享	14番 赤城大地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	田中啓太		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開議の宣告

◎議長（赤城大地君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(開会 午前10時00分)

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、11番、水野孝一君、12番、酒井育子君のお二人を指名いたします。

◎同意第2号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第2、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（赤城大地君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第31号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第3、議案第31号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

議案第31号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、この一部を改正する条例に対する反対の立場で討論いたします。

本議案は、2024年度の国民健康保険料を引き上げるものです。もともと高過ぎる国民健康保険料がさらに高くなります。国民健康保険は、高齢者や自営業、非正規雇用や働くことが難しい人など、経済的には厳しく、より医療を必要としている人です。

今でも高過ぎる保険料をさらに負担増を押しつけるべきものではないでしょうか。町は、国保料を引き上げない努力や軽減策の拡充を行うべきです。

また、国民健康保険に対する国庫負担を引き下げ続けてきた国の責任は重大だと思います。全国自治会、それから特別区長会も国に対し、国庫負担引上げを求めています。議会を挙げて保険料の引上げではなく、国庫負担の引上げこそ求めていくことを呼びかけて、本議案に反対し、討論を終わります。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第32号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第4、議案第32号「会津坂下町工場誘致条例の一部を改正する条例」を議題いたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号「会津坂下町工場誘致条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第34号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第5、議案第34号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

一つお伺いします。

8ページの総務費で、14節工事請負費、防犯カメラの設置とありますが、詳しい内容をお聞きしたいんです。例えば台数、あと設置箇所、管理の方法、あとデータの保存、そういったものについては、どのように扱うのか、お伺いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おただしの防犯カメラ設置70万5,000円ではありますが、総設置台数は、今回6台分を予算計上しております。内訳は、ばんげひがし公園で3台でございます。トイレ、駐車場、あと野球場周辺を想定してございます。また、町営駐車場であります南小学校のところの町営駐車場に、トイレ及びみんなの待合室が全景的に写るように1台設置の予定であります。また、立木観音駐車場及びトイレを監視するカメラ1台でございます。最後に、大規模林道不法投棄及び不審火対策として、旧49号線から大規模林道に入っていくところに1台設置を予定してございます。合計6台の設置でございます。

なお、カメラの管理等々につきましては、総務課のほうで行っていく予定でございます。

また、録画したデータでございますが、データは1週間で書換えがされるものでございます。そのデータにつきましては、携帯電話のほうに録画したデータが全てダウンロード

ードできるような形となつてございます。
説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第34号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」を採決
いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第35号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第6、議案第35号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第35号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第36号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第7、議案第36号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第37号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第8、議案第37号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第38号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第9、議案第38号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別

会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号「令和６年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第39号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第10、議案第39号「令和６年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号「令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第40号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第11、議案第40号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第33号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第12、新庁舎建設検討特別委員会に付託しておりました、議案第33号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所についての議決内容の一部変更について」を議題といたします。

議案の審査経過及び結果についての報告であります。新庁舎建設検討特別委員会委員長より、報告書がお手元にお配りされております。審査には全議員が出席し、報告内容はよく承知しているものであります。

会議規則第41条第3項の規定に、会議に諮ってこれを省略できるとあります。

お諮りいたします。

改めて委員長からの報告を求めず、これを省略することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、改めて委員長からの報告は求めず、これを省略することといたします。

これより、新庁舎建設検討特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

新庁舎建設検討特別委員会委員長、登壇願います。

◎13番（山口 享君）（登壇）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享新庁舎建設検討特別委員会委員長。

◎議長（赤城大地君）

議案第33号に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第33号について、討論はありませんか。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

議長、7 番。

◎議長（赤城大地君）

7 番、佐藤宗太君。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

議案第33号について、賛成の立場で討論いたします。

平成28年4月に発生した熊本地震において、複数の自治体で庁舎が被災し、業務に支障が出ることから、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震性が、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建て替え事業等に対し、国が財政支援を行う事業として、市町村役場機能緊急保全事業が創設された経緯がございます。

その制度期間は、当時、平成32年まで、令和2年までだったため、その国からの財政支援制度の活用を前提に、平成30年3月会津坂下町役場新庁舎の建設場所について、現本庁舎、北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地に議決をした経緯があると、私は認識しております。

しかしながら、財政の課題のため、庁舎建設は延期を余儀なくされ、その制度を活用することはできなくなりました。

会津坂下町財政健全化アクションプランでは、令和2年度から6年度までを財政健全化最重点期間として位置づけ、財政健全化に取り組んでいる状態でございます。その間、令和4年5月12日に、会津坂下町役場新庁舎の建設場所について、様々な現状を加味し、再度協議することを求める請願が提出され、慎重審議の結果、令和4年6月第2回定例会にて、賛成多数で採択がなされました。

請願者の趣旨は、坂下厚生総合病院が新築移転したこと、福島県立坂下高等学校が福島県立大沼高等学校と統合して、福島県立会津西陵高校になり、同校は旧福島県立大沼高等学校の校舎を使っているため、事実上、福島県立坂下高等学校が使われなくなったこと、新築移転した坂下厚生総合病院の近くに大型商業施設がオープンしたりと、社会情勢が変化したことなどから、会津坂下町役場新庁舎の建設場所について、現庁舎、現本庁舎、北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地を否定することではないが、これだけ社会情勢が変わっているのに4年前の計画をそのまま進めることが正しいのか、もう一度議論してもらいたいという趣旨でございました。

今回の議案第33号は、それを受けて、現本庁舎、北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地を否定することではなく、議論を深めていただくために必要なプロセスを議案として提出されたと、私は認識しております。

現庁舎は、平成8年度に実施した耐震診断結果では、構造耐震指数を大きく下回り危険な建物と判断されており、現庁舎を使い続けることには、懸念が残ります。速やかにしかるべきプロセスで議論を深め、町民にとって理想的な庁舎の在り方について取り組んでいただくことを切に望み、賛成討論といたします。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

議案第33号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所についての議決内容の一部変更について」、反対の立場から意見を述べます。

既に議決されている建設については、決定された意向において、建設地には重大な欠陥が生じたわけではありません。慎重かつ合意の下に検討委員会等よりの報告を受け、決議されたものであります。議決を受けた土地の適否の検証も行わず、議案を提出することは、執行者の執行能力を疑うものであります。

本案は、現本庁舎、北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地という19文字の議決の内容の本質を変更したいというものであります。議案を骨抜きにしての内容の重大な変更であると言わざるを得ない。この議決の一部変更の議案は、議決された根幹を変更するもので、断じて許されるものではありません。議決を受けた建設地が人間と等しく声を出して主張するならば、このように叫ぶでしょう。「内定という議決を受け、心の準備をしたのに、私に何の落ち度があったのでしょうか。訳を聞かせてください。どんな落ち度があったのですか」。これが内定した土地の叫びでないでしょうか。

執行部は、説明責任を果たしていません。本来、このような議案を提出するのであれば、議決されている議案を廃止する旨の議案、あるいは、議決されている議案の効力を消滅させる旨の議案を提出して、議決された議案の提出以前の状態にリセットして、まっさらな状態に戻すべきであります。

このような手続によらない議案は、議案そのものに瑕疵があると言わざるを得ません。ここは議会という権利の、権威のある議論の場であります。集落の総会程度のレベルとは違うのです。このことを議会人としてよく考えて行動してほしい。

本案は撤回すべき議案と、私は記すものであり、上程された以上は廃案とすべきであります。よって、本案は否決すべきものと申し上げ、反対討論とします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

本案に対して賛成の立場で討論いたします。

同僚議員よりありました、令和4年6月議会に提案されました意見書を踏まえて、その結果、こういうふうにつながったとだけは思っておりません。

今、庁舎建設に対して町民の方はどう思っているのでしょうか。もうあそことあそこしかない、新しい庁舎を建設することだけを考えている人だけではありません。

平成30年から財政健全化重点期間として、行政が頑張ってきています。しかしながら、まだまだ財政が潤沢になった、県内でも有数の財政を誇る町になったわけではない。将来に不安を残しているということは、町民皆さんが思っていることでもあります。

しかしながら、この危険な状態を放置していくわけにはいかないということもまた事実であり、その解決のためには、早期に新庁舎を建設するか、あるいは、今後の将来の町の持っている建物を再利用しながら、不便ではあってもそこで我慢する。そして、未来の子供たちに重い負担を残さない、そんな選択肢も時には必要になっているのではないかと。

それは、平成30年に新庁舎建設を延期したこと、そこから始まっています。どちらかに建てるのではなく、本当に坂下町民にとって必要な方策は何かということを再度協議するという事は、まだまだ必要なことであり、私も議員は、町民の皆さんにとって、今最善の策は何なのかということを模索することであって、過去の議決そのものだけをかたくなに守らなければいけない、そんなことにこだわっていたら、何年たってもそれに束縛され、町民にとって最良の道を選択する、その道を閉ざしてしまうことになる。そんな思いの中で今回の議案については、再度、何が最良なのかしっかりと協議するという町長の姿勢を感じましたので、賛成の討論といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

議案第33号に対しまして、私は賛成の立場で討論いたします。

この討論は、前回の会津坂下町役場新庁舎の建設場所についての現庁舎周辺とした議論を再度検討するための必然なる議案として提出されていると理解しております。

この議案でございますけれども、提出して採決された後には、恐らく町民の様々な思惑が発生するというような疑念があるのもたしかでございます。

現在、町民の中には、庁舎位置をめぐりまして大きな分断が生じているというふうに私は捉えております。すばらしい提案がなされても、それが町民の分断を生むようなプロセスで進められては、私は町政、町の将来に禍根を残すというふうに考えております。

ですので、この33号を可決されて、もう行政の執行者側は町民に対して丁寧な説明と

二度と分断を起こすような手法での進め方はしていただきたくないと、私は強く思っております。

ただ、この法案自体については、その新たな場所の決定をまっさらな状態で行うための一つのプロセスと、私も捉えております。坂下町の町民のために、何が最善なのか、偏った情報で物事を判断するのではなく、公正な、論理的な情報を町民に提出、提供していただきながら、その場の中で新たな坂下町新庁舎の位置を議論していただくということを切に願いながら、賛成の討論といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

私も賛成の立場で討論いたします。

この町の庁舎問題につきましては、かなり住民の間でも混乱した状況が続いておりますが、この議案は、まさにこの未来への一歩、収束、この混乱した状況を収束させるための大事な、正常な議論に皆さんが戻すための大事な一歩だというふうに解釈しまして、賛成の立場を表明したいと思います。

以上です。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいですか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所についての議決内容の一部変更について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

◎請願第2号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第13、総務産業建設常任委員会に付託しておりました請願第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）（登壇）

総務産業建設常任委員会請願審査結果について、ご報告申し上げます。

去る6月12日、本庁舎大会議室にて委員7名全員参加の下、請願第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」について審査をいたしました。

審査の結果、委員全員賛同の下、採択すべきものと決せられましたので、報告いたします。

◎議長（赤城大地君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

請願第2号について質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

請願第2号について討論はありませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第2号に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎請願第3号から請願第6号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第14、文教厚生常任委員会に付託しておりました請願第3号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」から請願第6号「訪問介護基本報酬の引き下げを撤回し、介護保険料・利用料の軽減と、基本報酬の抜本的な引き上げを求める請願に付いて」を一括議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博文教厚生常任委員会委員長。

◎4番（物江政博君）（登壇）

文教厚生常任委員会に付託されました請願の審査結果を報告いたします。

請願第3号から請願第6号につきまして、去る6月12日、役場北庁舎会議室におきまして、委員7名全員出席の下、審議を行いました。

その審査の経過と結果を報告いたします。

まず、請願第3号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」につきまして、委員からは、福島県内から全国へ被災されている児童生徒も多く存在する現状を鑑みると、国による被災児童生徒就学支援等事業は、大変重要であり、来年度も継続することを望む等の意見があり、審査の結果、委員全員一致でこの請願は採択すべきものと決まりました。

次に、請願第4号「国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」につきまして、まず、次の請願第5号と趣旨、内容が同じではないかとの意見があり、その点に関して審議を行い、その結果、給食費無償化という点では同じですが、それぞれに訴える内容は違っているため、別に審議すべきとの結論となり

ました。

したがいまして、まず、請願第4号の審議を行いました。

委員からは、給食費無償化を国としてやるならよいとのこと。親にも権利と義務がある。学校給食費の無償化が町の施策で行われるのに疑義があるといった意見がありました。また、請願書の文中で触れている憲法第26条の義務教育についての協議がなされ、憲法には学校給食は義務教育と示されているわけではないが、学校給食法の中で、給食は教育であるとされており、国で負担すべきものであるとの主張など、給食費の無償化が結びつくのか、学校給食基本法の中で食材費については、保護者の負担と規定されているのではないかなど、様々な意見や疑問が出されました。

これを踏まえ、採決を行った結果、賛成少数により、文教厚生常任委員会では不採択とすべきものと決定いたしました。

続いて、請願第5号「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」につきましては、委員に意見を求めたところ、こちらは要望を言っている内容であり、県でできるかできないかは別として、申入れを行うべきという意見や、給食費の無償化は国に対して申入れを行うべきであり、県に対しての請願には反対。教育に対する親の責任について考えたとき、無償化には賛成できない等の意見が出されました。

これを踏まえ、採決を行った結果、賛成、反対同数となり、委員長の決するところにより、文教厚生常任委員会では、不採択とすべきものと決定しました。

次に、請願第6号「訪問介護基本報酬の引き下げを撤回し、介護保険料・利用料の軽減と、基本報酬の抜本的な引き上げを求める請願に付いて」につきまして審議を行いました。

訪問介護の基本報酬が引下げとなった経過の確認を行った後、訪問介護を行い、小規模事業所の運営がますます困難になり、人材の確保もさらに大変になってしまう。また、在宅介護をしている家族からすると、訪問介護はとても必要なものであり、賃金の改善を求めているかなければならないといった意見。さらに、人を育てる、見守る職務に対して、報酬の引上げを行っていくべきであることから、審査の結果、文教厚生常任委員会の委員全員一致で、この請願は採択するものと決定いたしました。

以上、報告を申し上げ、議員各位におかれましてもご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は1件ごとに行います。

まず、請願第3号について、質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第4号について、質疑はありませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

この国が給食を無償化するということに関しては、国が政府内で検討するというような話も聞こえておりますので、その辺、後押しするために地方から声を上げるべきだというような意見はなかったのでしょうか。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博君）

そういう話は出ませんでした。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第5号について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第6号について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は1件ごとに行います。

まず、請願第3号について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第3号「『国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書』の提出を求める請願書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第3号に対する委員長報告は採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。

よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

次に、請願第4号について討論はありませんか。

◎6番(小畑博司君)

議長、6番。

◎議長(赤城大地君)

6番、小畑博司君。

◎6番(小畑博司君)

学校給食の無償化に対して、国に意見書を提出するということについて、ぜひとも採択すべきものとして討論いたします。

委員会討論の中では、時期尚早ではないかというようなお話もございました。あるいは、親の責務ではないかというようなお話もありました。

私が今、もう70を超えたんですけれども、今の国民の社会保障に対する負担というのが、この30年で約2倍近くになっています。私たちが社会保険に加入した時点では、本人1割で医療を受けることができました。今は、ご年配の方々は、2000年から介護保険が始まり、若い方も含めて今介護保険料も負担されている。また、75歳の後期高齢者についてももともとは扶養すべきものがいれば被扶養者で、健康保険料を払う必要がなかったにもかかわらず、今は死ぬまで後期高齢者医療の負担をしなければいけない。

そこにもってきて、若い方々は賃上げが物価に追いつかないというのが、この長い間

積み重なって、今や先進国の中でも最低水準の賃金になってしまっている。その中で子育ての費用の一部である学校給食費について、国も無償化に動こうとしている。この時期の中で、この地方から意見を申し上げることが何で時期尚早なのか分からない。この世の中の流れを感じながら、しっかりと地域の方々の福祉の向上につなげるために私どもはここにいるわけでありまして、当然、今回の意見書については、採択すべきものと思いますので、発言いたしました。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

私もこの意見書、採択すべきという立場で意見を申し上げます。

昔、私の家の父親が亡くなったときに、近所の方ですけれども、全く縁もゆかりもない方から花輪が上がったことがございました。何で上がったのか聞き及んだところ、その子供たちが実は子供の頃に家で毎朝ご飯を食べて、面倒を見てもらって育ててもらったんだという話を聞きました。昔は確かにそういう貧困が多くあって、ご飯が食べられない家もあったというようなことを人づてには聞いておったわけでございますけれども、そういう身近な例があったんだなというふうに、私はそのときしみじみ感じたことがありました。

昭和高度成長期に至って、そういう貧困の家庭がなかなか目に見えない形で少なくなったという時代がございましたけれども、現在、格差が広がったと言われる中、親の経済的理由、また、経済的理由でなくても、親の理由、責任のために子供たちがご飯を食べられないという子供たちが実際にいるというのも、確かな事実であります。

そういう子供たちにとって、学校給食というのは最後のセーフティネットであります。先行して給食無償化を行っている市町村がございすけれども、先行事例で実現した予算には、国から後ほど全国一律の制度ができて、交付税が減額されるというような事例も過去においてございました。そういうことを考えれば、この給食費無料化といいますのは、子供たちのセーフティネットを守るためにも、国が全国一律にやるということを進めて地方から意見を述べていくことに、私はその必要性を強く感じておりますので、採択すべきという立場で意見を申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

私も同僚議員と同じように、採択すべきという立場で発言いたします。

文部科学省は、12日、皆さんもご覧になったと思いますが、新聞紙上に騒がれていいますように、小中学校などの学校給食に関する全国調査の結果を公表いたしました。

2023年度時点での調べでは、予定を含め、全国775自治体、全体の43%が何らかの形で給食費を無償化、これを実施しております。経済的負担の軽減を目的とするケースが目立つようです。

憲法は義務教育を無償としています。食育も義務教育の一部です。教科書無償化と同様の措置を国として取るべきだと思います。学校給食費無償化は、教育問題にとどまらず、過疎対策、少子化対策、地域の活性化、子供の健康など、幅広い分野にその波及効果と可能性を持っています。

今、少子化が叫ばれている中、どうして国民全体で子供たちを育てる。そういう観点から見ても、この請願は採択すべきものだと思います。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

本請願に対して反対の立場から申し上げます。

私が反対する理由としては、この請願の趣旨の中に、根底として憲法第26条で義務教育が無償とするということを根底としております。

私は、この後の請願第5号は、県に対して憲法26条とか云々言わずに、給食費を無料にしてくれという気持ちが出ている。しかし、この請願第4号は、憲法26条を根拠としている。

しかし、憲法26条が無償とすることが定められているなら、なぜ裁判をしないんですかということです。裁判をしてきちんと勝ち取ればできるわけです。それをしないということは、裁判で勝てるというふうな確証がないからだと思います。

あと、学習指導要領において、食育の観点を踏まえた学校教育と望ましい食生活の形成と述べられているということを言っていますが、これでなぜ義務教育の対象なのか、私は非常に疑問に思います。

義務教育とは、子供が権利として教育を受ける権利がある。義務教育は、国民の義務として国がやるべきもの、あと、国民として保護者がやるべきものが分けられております。やはり保護者としての責任を果たすためにも、今回、憲法26条で謳っているところ

を根拠としているこの請願の趣旨に対しては、私は理解できないので反対をいたします。

◎議長（赤城大地君）

反対討論が出ましたので、次に賛成討論の発言を許します。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

私は請願第4号について、賛成の立場から討論いたします。

この請願は、学校給食費無償化ということが趣旨でございます。

そして、先ほど同僚議員が申し上げましたとおり、6月12日に文部科学省の調査報告の結果が公表されました。23年度の状況のようでございますが、全国1,794自治体のうち、30.5%を占める547自治体が小中学校などの全員を対象に給食費の無償化を実施しているようございます。

また、多子世帯といった条件を定めたりして、一部で無償化しているのは、175自治体だったと報告がなされております。

文部科学省は、調査結果を踏まえ、一律無償化に向け、児童生徒間の公平感の確保などについて今後、検討する必要があるとしており、一律で無償化するべきか引き続き検討する方針を示しております。

したがいまして、この段階で私は、それを推し進める意見書を提出すべき。自治体間でなかなか格差が出ているところでございますが、国が責任を持ってやれるような後押しを意見書としてすべきだと考えておりますので……

◎議長（赤城大地君）

佐藤宗太君に申し上げます。

ただいま、採択か不採択かの話でございますので、意見書はこの後でございますので。

◎7番（佐藤宗太君）

失礼いたしました。

まず、この請願第4号を採択すべきといたしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

次に、反対討論の発言を許します。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1 番、高久敏明君。

◎1 番（高久敏明君）

私はこの請願について反対の立場で申し上げたいと思います。

今、教育の現場では、食べたくないものは食べなくていい、そういったことが言われているそうです。もちろん個人の自由があるからということでしょうが、アレルギーの問題もあります。みんながみんな、全て食べろとは言いません。皆さん、残飯の量を見たことがあるでしょうか。私は、教育の一番の基本は、方程式を教えるとかそういうことではないと思っています。社会の仕組み、自分で生きていく力、それをどうつけるのか、食によってどうやって皆さんにそういうことを伝えるのか、それが一番の教育の肝だと思っています。

だから一律にこれを無償にするという、この思想の中には、私は共感できるものがない。貧困者に対して支援するのであれば、減免制度とか、それもあると聞いていますが、そういったもので対応すればいい話で、私は教育の本質は、社会の仕組みをしっかりと教える、自分自身で生きていく個の力をつける。親がしっかりと働いて、こうやって食費を稼いでくれた、その思いをしっかりと受け止める。そして、これを作ってくれた人たちに感謝する。それを生産してくれた農家の皆さんに感謝する。そういった社会の仕組みをしっかりと考えること、それはやはり一律無償化という中に、私はその中に教育というものの基本を感じない。

そういった意味で、私は、負担をいただくべき。貧困者に対する支援はまた別個で考えていく。そういう立場から、反対というふうに考えます。

◎議長（赤城大地君）

次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより請願第4号「国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第4号に対する委員長報告は、不採択であります。採決は可とすることを諮る原則により、本請願を採択することについてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、請願第4号は採択することに決定されました。

次に、請願第5号について、討論はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

県に対しての学校給食無償化、これについては、賛成の立場で申し上げます。

なぜ賛成の立場かという、憲法とかそういった云々は書いていない。国民の気持ちとして無償にしてほしいという、その思いですので、それは思いを県に届けてあげたい。そういった意味から、この請願については賛成といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

賛成の立場で討論いたします。

県内の95%の自治体が何らかの形で学校給食の保護者負担の軽減措置を取っています。給食費の無償化が広がる一方で、市町村によっては、財政上の理由で実施できなかったり、一部補助にとどまっている自治体もあり、同じ県内に住んでいながら、居住地によって給食費の負担が異なるという問題が生じています。

子育て支援、保護者の経済的負担の軽減、また、少子化対策としても県として、学校給食費無償化を実施することを強く要望し、賛成の討論といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

私は、反対の立場で討論いたします。

先ほどの国に対しては賛成というような立場を取ったんでございますけれども、この県に対しては、地方自治体の先行した事例について、国の施策ができたときに、その先行事例が実現しているところに限っては、交付税を減額する、削除するというような事例が過去にございました。

なので、この政策、給食費無償化という事業につきましては、国全体で取り組むべきものであり、先行して県単位でやるべきではないと私は考えておりますので、反対の立場で討論とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

反対討論がありましたので、次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

本請願につきまして、採択すべきものとの立場から討論いたします。

この請願書の内容でございますとおり、全国では30%と言いつつも、無償化しているところが30%、県内では何らかの形で、あるいは無償化、並びに何らかの形で一部助成をしているところを含めると95%になるというところで、もはや本当に残された自治体は僅かということになっています。

ただ、当町につきましても、全く何もしていないとは思っておりませんが、ぜひともこの無償化の、県内の流れに全く逆らうような、あるいは国のお沙汰待ちではなくて、子育て日本一を掲げたかつての坂下町でございますので、ぜひとも率先して、給食費を無償にするように、県に働きかける。町がすぐにやってくれということではありませんので、県にやってくれと、ぜひともお願いすべきことではないかというふうに思い、賛成の立場、採択すべきものとの立場からの討論といたします。

◎議長（赤城大地君）

次に、反対討論の発言を許します。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

先ほどの続きになりますが、私は反対いたします。

やはり世の中は、しっかりと働いて、お金を稼ぐ、そして、親は子供を養う、資本主義経済の中でお金は重要です。だからそういったものをしっかり回すという、その仕組

みをしっかりと教えるというのは、我々が教育を行う上で、一番私は大事だと思っていますので、今、そういうものが失われているので、子供たちが本当に苦しんでいる。

小中学生500人程度の人が自殺している。なぜか。しっかりとこの社会の生きる力を育てる、そういった教育が少し欠けているんじゃないかなと思っています。この給食費無償化と一律にすることが、私はそういったものに非常に拍車をかけているんじゃないかなというふうに思います。時代の流れにすごく逆行しているような思いもしますが、私は、そういったことをしっかりと、坂下町はこういった哲学を持って無償にしないんだということを示すことが逆に坂下町の特色にもなるんじゃないかなというふうに思いますので、教育に対するビジョンとか、そういったものをしっかりと明確にして、無償にしないということが大事、いいのではないかということで、反対いたします。

◎議長（赤城大地君）

次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

休憩のため休議といたします。

（午前11時03分）

再開を11時15分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前11時15分）

これより、請願第5号「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第5号に対する委員長報告は不採択であります。採決は可とすることを諮る原則により、本請願を採択することについてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

◎議長（赤城大地君）

起立少数であります。

よって、請願第5号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第6号「訪問介護基本報酬の引き下げを撤回し、介護保険料・利用料の軽減と、基本報酬の抜本的な引き上げを求める請願に付いて」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第6号に対する委員長報告は採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。

よって、請願第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎発委第2号の説明・質疑・討論・採決

◎議長(赤城大地君)

日程第15、発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎1番(高久敏明君)

議長、1番。

◎議長(赤城大地君)

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番(高久敏明君)(登壇)

地方自治法改正の議論に対する特別……。意見書。

発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」の委員長報告…。すみません。

「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」でございますが、先ほど請願第2号で報告申し上げましたが、地方財政の充実・強化を求めるために、意見書案のとおり、提出するものですので、何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議長(赤城大地君)

これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第16、発委第3号「被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博文教厚生常任委員会委員長。

◎4番（物江政博君）（登壇）

発委第3号「被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」でございますが、先ほど請願第3号で報告申し上げましたが、被災児童生徒の就学支援を求めるために、意見書案のとおり提出するもので

ございますので、何とぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（赤城大地君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第3号「被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第4号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第17、発委第4号「訪問介護基本報酬の引き下げを撤回し、介護保険料・利用料の軽減と、基本報酬の抜本的な引き上げを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博文教厚生常任委員会委員長。

◎ 4 番（物江政博君）（登壇）

発委第 4 号「訪問介護基本報酬の引き下げを撤回し、介護保険料・利用料の軽減と、基本報酬の抜本的な引き上げを求める意見書の提出について」でございますが、先ほど請願第 6 号で報告申し上げましたが、訪問介護の基本報酬の抜本的に引き上げることを求めるため、意見書案のとおり提出するものでございますので、何とぞ議員各位、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（赤城大地君）

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第 4 号「訪問介護基本報酬の引き下げを撤回し、介護保険料・利用料の軽減と、基本報酬の抜本的な引き上げを求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（赤城大地君）

ここで請願第 4 号が採択されたため、議員提出議案の取扱いについて協議いたしますので、ただいまより、議会運営委員会を開催いたします。

委員の皆様は、議長室にご参集願います。

暫時休議いたします。

（午前11時23分）

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前11時28分）

それでは、五十嵐正康議会運営委員会委員長の報告を求めます。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）（登壇）

ただいま議長室におきまして、議会運営委員会を開催し、発議第4号について追加議案とすることについて、審議をいたしました。

追加議案として受理することを決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

ただいまの委員長報告のとおり、追加議案を受理しますので、作成のため、1時、13時まで暫時休議いたします。

また、請願第5号に賛成した議員の方は、大会議室にお集まり願います。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、議事進行。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

発議第4号は既に示されている「地方自治法改正の議論に対する特別決議」が上がっておりますので、号が異なっているのではないかとと思われますので、再度検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（赤城大地君）

今の委員長報告の件ですね。

5号ですね。分かりました。

今ほどの委員長報告の発議第5号と申し上げたものにつきましては、第4号と思われますが、五十嵐正康議会運営委員会委員長、発言をお願いします。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

請願の意見書でございますので、発議ではなく発委第5号になりますね。失礼しました。

◎議長（赤城大地君）

佐藤宗太君、よろしいでしょうか。

ただいま申し上げましたとおり、暫時休議いたしまして、再開を午後1時といたします。
(午前11時30分)

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

(午後1時00分)

議案が追加されたため、新たにお手元にお配りした議事日程が追加になります。

◎発議第5号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

追加日程、発議第5号「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について」」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）（登壇）

「学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）」でございますが、先ほど請願第4号で報告申し上げたとおりでありますので、このとおり提出するものでございます。

何とぞ議員各位のご賛同を承りますようよろしくお願いいたします。

◎議長（赤城大地君）

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

今回、請願が採択されたということで発議ということなのですが、この根拠として、いわゆる憲法26条をポイントとして、よりどころとしていることですが、憲法26条の解釈について、義務教育、その関連性について、学校給食は義務教育としてやらなければいけないことなのか、そこについての法解釈についてはどのようにお考えでしょうか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

意見書、賛同者のみの意見書について協議したわけですが、26条での考え方という意見は出ませんでした。

以上です。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

この請願が憲法26条を根拠に一番最初に根拠としてやっているものですから、この請願者の意図は憲法26条だと。その解釈によってやっている。そして、それが採択されたとなれば、その解釈をやらないで、発議する意見書ということであれば、坂下町がその憲法解釈について、そのとおりだというイメージを与えてしまう。そのことについて、やはり考える必要があると思うのですが、そのことがなぜそこで話題として出なかったのか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

この意見書については、国に強く要請するということで、憲法26条での話合いというのが、この賛同した委員の中では出なかったというのが事実です。

以上です。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

本案については、反対の立場から発言をします。

先ほども述べましたように、請願者の意図は、憲法26条をよりどころとしている。坂下町がこの請願を意見書として届けますと、坂下町は憲法26条に基づいて採択して、そして憲法26条をよりどころとしたやつを出しているというふうな誤った憲法解釈を送ることになります。

そういったことを防ぐためにも、私は、本案は、意見書は採択すべきではないというふうに申し上げまして、反対討論といたします。

◎議長（赤城大地君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

本請願につきましては、憲法26条で義務教育は無償とするということだけで、それを根拠にしての請願ではございません。文章を読んでいただくとよく分かるんですけども、憲法ができた時期はずっと前であり、その中で義務教育は無償とするとなっておりますが、その後、2008年に改正された学校給食法、それから2005年の食育基本法、その中で、給食も教育であると、義務教育の一環であるというふうになってきている流れの中で、この教育の一部である以上、無償化すべきでないのかという解釈をしていると思います。

憲法そのものは、国民を縛るというよりは、その国を動かす人たちを縛るものであり

ます。同時に、私たちが暮らしを豊かに、安心して暮らすために、この憲法をどうやって生かすかということが一人一人の国民に問われていると思います。

憲法そのものの解釈というのは様々ございますけれども、世界に誇るべき我が国の憲法を基にして、それぞれの国民の福祉の向上に生かしていく。そういう構えが一人一人必要ではないかと思います。

今、学校給食の無償化について、様々討論がありましたけれども、やはりこの長年の政治の貧困によって、今中流と言われた世代は、層はなくなって、富裕層と大多数の言わば貧困層に分かれつつあるという中で、学校給食の負担を和らげる。そのことによって、生活の安定を図るということは大いに必要なことではないかと思ひまして、賛成の討論いたします。

◎議長（赤城大地君）

次に、反対の討論の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

次に、賛成の討論の発言を許します。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

私は、賛成の立場で、意見書のこの提出を賛成する立場で討論いたします。

現状、この給食無償化、先行して実施している自治体が全国に数多くございます。その中で、予算もなかなか厳しくて、今後継続することが難しいというような報道も先日されたことも事実であります。

多くの自治体が給食無償化を先行して実施しているということは、それだけ現場の必要性があつて、政治に関わっている方々が判断して行っているということであるというふうに考えます。そういう制度設計を国レベルで、国が考えて早くやっていただきたいというような意見を出すことは、憲法26条云々の話ではなくて、やはり我々現場の、国民の多くが思っている思いだというふうに私は考えて、これを早く実現していただきたいというような意見書を出すことには、私は賛成でございます。

◎議長（赤城大地君）

次に、反対の討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

この請願、意見書の提出に対して、賛成の立場で申し上げます。

今現在、貧困の格差がさらに拡大し、大変保護者間の中でも、その負担の軽減を望む声が多く上がっています。

先ほど来、同僚議員から出ております、憲法26条、ここの中では確かに謳って、義務教育は無償化と謳っておりますが、あくまでもこれだけのもので、今回の請願が出されたものとは私は思っておりません。そして、今、全国的に過疎化の問題、それから少子高齢化、そういった意味で、子供たちの健康、その他のこともございますが、それを全て、全てというか、あらゆるものを鑑みても、その波及効果、給食費を無償化にすることによって全てが解消されるとは限りませんが、あらゆる可能性を持っている事項だと思っております。

そういった観点からとしても、国として学校給食費の無償化をぜひ実現させるときだと思っておりますので、そういう立場で賛成といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、議事進行。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

この意見書案について、修正案を提出したいと思いますので、賛同者を募ります。

まず、私は、この5行目以降「憲法第26条で」というところから、中段の「教育にお

ける学校給食の意義についての評価の高まりが背景にあったことが考えられる。」この部分を削除して、意見書案にするように修正案を提出しますので、賛同者を募ります。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午後 1 時11分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 1 時11分）

ただいま、五十嵐一夫議員より、修正の動議が提出されました。

内容につきましては、今ほどご説明のとおりでございます。

この動議に賛同される方の起立を求めます。

（起立少数）

◎議長（赤城大地君）

起立少数でございます。

よって、ただいま提出されました五十嵐一夫議員の動議は、否決されました。

それでは、採決に移ります。

これより、発議第 5 号「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について」」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第 4 号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第18、発議……。

暫時休議いたします。

（午後 1 時13分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 1 時 13 分）

発議第 4 号「地方自治法改正の議論に対する特別決議について」を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）（登壇）

「地方自治法改正の議論に対する特別議決（案）」について説明いたします。

平成12年の地方分権一括法の制定により、国と自治体の関係は従来の「上下主従」の関係から「対等協力」へと抜本的に改められた。これは憲法が保障する「地方自治の本旨」をより実現したものであって、一括法の制定以来、堅持されてきた地方自治の原則である。特に、機関委任事務が廃止され、国の自治体への包括的な指揮権が否定されたことについては、この本旨を大きく体現したものと理解されている。

しかしながら、この度の地方自治法の改正では、この原則を大きく変容させかねないとの議論がなされており、町議会としても国の動静を注視すべきものと認識する。

特に議論となっている災害時における救助活動等については、法定受託事務ではあるものの、災害対策基本法や災害救助法においてその実施主体は基礎自治体である市町村とされている。災害時において町民の生命、身体及び財産を適切に保護するためには、国の指示によらない迅速な初動体制の確保が必要となることは明白である。

会津坂下町議会はいかなる状況においても、町民福祉の向上を最優先事項として議論することを再確認し、下記事項について行動するものとする。

記。

1、地方自治の本旨を再確認するとともに、町民福祉の向上を最優先とした地方自治の在り方を模索すること。

1、国に対し、「地方自治の本旨」に立脚した方針を堅持し、自治体の尊厳を確保しつつ、不当な介入が誘発されないよう、あらゆる機会をとらえて強く求めること。

以上決議する。

ただいま、送付をしている時間ありませんので、会津坂下町議会の意思として決議していただきたいというふうに思います。

また、地方自治の尊厳を害してはならないような運営を議員提出として求めるものがあります。

議員各位の賛同をお願いいたします。

◎議長（赤城大地君）

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第4号「地方自治法改正の議論に対する特別決議について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(赤城大地君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議員派遣の件

◎議長(赤城大地君)

日程第19「議員派遣の件」を議題といたします。

内容について、職員に朗読させます。

◎書記(田中啓太君)

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

令和6年6月14日

会津坂下町議会議長 赤 城 大 地

1 県町村議会議長会広報研修会

- (1) 目 的 議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが要請されていることに鑑み、広報広聴特別委員を対象に編集技術を習得し、議会広報の充実を図る。

- (2) 派遣場所 福島県福島市

(3) 期 間 令和6年7月2日(火)

(4) 派遣議員 議員5人以内

2 両沼地方町村議会議長会主催議員交流会

(1) 目 的 議会機能の高揚と町村自治の振興発展を図る。

(2) 派遣場所 福島県河沼郡柳津町

(3) 期 間 令和6年7月17日(水)

(4) 派遣議員 議員14人以内

◎議長(赤城大地君)

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、会議規則第127条の規定により、議員の派遣をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎継続調査の申出

◎議長(赤城大地君)

日程第20、継続調査の申出を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（赤城大地君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第2回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

6月6日から本日までの9日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、閉会を迎えることができました。本定例会に提出いたしました案件は、18件でありましたが、人事案件をはじめ、条例の一部改正、新庁舎建設場所についての議決内容の一部変更、一般会計並びに各特別会計の補正予算の全議案について、原案のとおり、議決を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

本会議中に議員の皆様から寄せられました貴重なご意見、ご提言につきましては、肝に銘じ、今後の町政執行に生かしてまいりたいと考えております。

また、早期に実施可能な取組につきましては、速やかに着手し、住民サービスの向上に努めてまいります。

議決をいただきました新庁舎の建設場所につきましては、町民の思い、現在の状況、町の将来像を考えていく中で、どこの場所が真にふさわしいのか、様々な視点から検討し、総合的に判断して決定したいと考えております。

また、本年に策定いたします、第6次会津坂下町振興計画後期基本計画では、まちづくりの主角である町民の皆様からいただいた意見や思いを反映し、「やっぱり“ばんげ”がいい！～住み続けたい、やりたい事があふれるまち」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（赤城大地君）

これをもちまして、令和6年第2回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後1時22分）

それでは、直ちに議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催いたします。

議会運営委員会終了後、議会全員協議会を大会議室において開催しますので、関係者はご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月14日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員